

(新) 土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務

20百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

近年、ISO認証取得や土地取引等の際に、法に基づかない自主調査による土壌汚染の発見が増加しているが、調査の結果、土壌汚染が発見された土地については、当該土地を法のスキームに組み込み、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要である。

このため、改正土壌汚染対策法においては、自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域に指定し、適切に管理することとしている。一方、小規模開発による土地売買などについては、知見の少ない中小事業者が不十分な情報で相談や申請をすることにより、再調査を求められるなどのケースや、当該申請制度が正確に理解されず、自主調査が円滑に実施されなくなるなどのケースも想定される。

このため、これらの自主調査の状況や動向などについて、調査・対策事業者、不動産関係者及び関連業界などへの調査を行い、自主調査事例について分類・集計を実施し、事例の内容の特徴、傾向などを詳細に把握、結果を解析する。加えて、自治体に報告された自主調査内容との比較により、状況分析を実施する。

これらにより、自主調査の申請制度の円滑な運用を図るための課題を抽出するとともに対応を検討し、さらには自主調査を円滑かつ適切に促進するための支援方策について検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 2	H 2 3	H 2 4
自主調査状況の把握及び傾向等の解析			▶
自主調査の申請制度が円滑に運用される促進されるに当たっての課題を整理			▶
自主調査を促進するための支援方策検討			▶

### 3．施策の効果

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案の審議の際、参議院環境委員会において附帯決議がなされ、「自主的調査の申請制度については、関係業界との連携を密にして、これを実施するとともに、その施行状況をも踏まえ、引き続き、汚染対策の在り方について検討すること」との指摘がなされた。

本附帯決議の趣旨を踏まえ、改正法施行後の自主調査の特徴、傾向などを把握することは極めて重要であり、その結果の解析を通じて、自主調査の申請制度の円滑な運用の推進並びに自主調査の促進が図られることとなる。

# 土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務



改正法により新設

法に基づく調査

自主調査の申請

調査結果の報告

自治体

状況の把握

事業内容

・知見の少ない中小事業者が、不十分な情報で申請する可能性がある。  
ex)小規模開発による土地売買等

・申請制度が正確に理解されず、自主調査が円滑に実施されなくなる可能性がある。  
ex)自主調査の結果を報告しなければならないという制度の誤解等

申請制度の円滑な運用、自主調査の促進が必要

- (1) 自主調査状況の把握及び傾向等の解析
- (2) 自主調査に関する情報の把握を進めるに当たっての課題を整理
- (3) 自主調査を促進するための支援方針検討